

## 大牟田市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を図るため、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）の規定に基づき国が実施する肥料価格高騰対策事業費補助金の交付を受ける者に対し、予算の範囲内において大牟田市肥料価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取組実施者 国実施要領第3に規定する取組実施者をいう。
- (2) 市内の参加農業者 国実施要領第3の1に規定する参加農業者のうち、市内に住所を有する者をいう。
- (3) 肥料 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)で定める普通肥料及び特殊肥料をいう。
- (4) 当年の肥料費 令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。
- (5) 高騰率 国の肥料価格高騰対策で令和4年秋用肥料又は令和5年春用肥料の高騰率として示された率をいう。

### (交付対象者、補助対象経費及び補助率)

第3条 交付対象者、補助対象経費及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大牟田市肥料価

格高騰対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 大牟田市肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿（様式第3号）
- (3) 国の肥料価格高騰対策事業採択通知書の写し
- (4) 国の肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### **（交付の決定等）**

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、大牟田市肥料価格高騰対策事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に当って必要があると認めるときは、当該決定に条件をつけることができる。

#### **（補助金の請求及び支払い）**

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の通知があったときは、速やかに請求書（様式第5号）により市長に補助金の支払いを請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求を受理した日から30日以内に当該請求をした者に補助金を支払うものとする。

#### **（交付決定の取消し等）**

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の交付を停止し、または補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
  - (3) その他、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の取消しにより補助事業者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

#### **（補助金の返還）**

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、大牟田市肥料価格高騰対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者には通知するとともに、当該取消しに係る補助金について、期限を定めて

その返還を命じるものとする。

**(報告及び検査)**

第9条 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、補助事業者又は補助を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

**(補則)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

別表1（第3条関係）

交付対象者	補助対象経費	補助率
取組実施者	<p>以下の算定式により算出する肥料費の価格上昇分で市長が認めるもの</p> <p>当年の肥料費－（当年の肥料費÷高騰率÷使用量低減率(0.9)）</p> <p>※補助金の額は、当該取組実施者の取組に参加している市内の参加農業者ごとに算定するものとする。</p>	15/100 以内

※上記補助金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。